

第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画策定業務公募型プロポーザル仕様書

1. 業務名

第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画策定業務

2. 業務目的

本業務は、障害者基本法第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第2項並びに児童福祉法第33条20に基づく「第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

※但し、業務完了後に書面による通知を提出し、当村の検査で合格し、成果品を引き渡すまでの期間とする。

4. 計画期間

○「第5期山添村障害者計画」（障害者基本法第11条第3項に基づく計画）  
令和9年度から令和14年度の6年間

○「第8期山添村障害福祉計画」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第2項に基づく計画）  
令和9年度から令和11年度の3年間

○「第4期山添村障害児福祉計画」（児童福祉法第33条の20に基づく計画）  
令和9年度から令和11年度の3年間

5. 法令等の順守

本仕様書のほか、障害者基本法、障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者雇用促進法、児童福祉法等の関係法令の趣旨や国・県・村の各種計画を十分理解するとともに、随時、国県等への情報収集を行い、最新の内容を策定業務に反映しなければならない。

## 6. 受注者の義務

受注者は、策定業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また中立性を厳守しなければならない。
- (2) 定められた期間に策定業務が完了するようスケジュール管理及び調整を行い作業の円滑化に努める。
- (3) 策定業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び、発注者の指示に従い策定の意図、目的を十分理解したうえで、最高の技術を発揮すること。
- (4) 業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

## 7. 委託業務内容等

### (1) 打合せ等

ア 受注者は、策定業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡を取り、策定業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、重要な事項はその内容について記録し、相互に確認しなければならない。

イ 策定業務の着手及び作業の区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、受注者はその結果について記録し、発注者に確認しなければならない。

ウ 受注者は、発注者からの相談、要望などに関しては、即時対応可能な専従スタッフ1名及び業務内容や進捗状況を確認、監督する上席者1名を配置し、随時業務支援を行うものとする。

### (2) 策定委員会等の支援

策定業務にあたって、(以下「策定委員会等」という。)への会議資料提供及び議事録作成等の支援を行う。また、これらの会議等に1名以上出席し、必要に応じてオブザーバーとして資料の説明等を行うものとする。なお、開催回数は3回程度とするが、会議の進捗などの都合により、回数を変更する場合もある。また、議題、運営方法等については、受注者と発注者で別途協議するものとする。

### (3) パブリックコメント

受注者は発注者の要請によりパブリックコメントの実施支援を行い、幅広く村民の意見及び、情報を反映させていく。

### (4) アンケート及びヒアリング調査の集計・分析

ア 受注者は、回収された調査票をチェックし、データの入力、集計整理、分析等を行うとともに、記述式で記入されている自由意見について、とり

まとめを行う。分析する際、各調査項目に対して、クロス分析や指標化を総合的に行うとともに表やグラフを用いた整理を行い、計画策定や事業運営の基礎資料として有用な活用が図られるよう工夫する。詳細については発注者と打合せのうえ決定する。

イ 受注者は、調査集計結果の分析を踏まえて調査報告書等を作成し、発注者へ提出する。提出物等については、発注者と受注者において協議する。

※アンケート及びヒアリング調査の実施概要について、以下のとおり示す。

#### 【アンケート調査】

- ・調査対象者：障害者手帳（身体・療育・精神）を所持または障害福祉サービスを利用する65歳以下の者
- ・対象数：93票
- ・回収数：48票（回収率約52%）
  - ※18歳以上65歳以下…41票
  - 18歳未満…7票
- ・設問内容：日常生活における現状及び希望、サービス利用意向等について50問程度
- ・調査期間：令和8年1月9日から令和8年3月6日まで

#### 【ヒアリング調査】

- ・調査対象者：村内相談支援事業者及び村内に住所を有し障害福祉サービスを受給する者を2人以上有する村外相談支援事業者
- ・対象数：9ヶ所（村内相談支援事業所3・村外相談支援事業所6）
- ・回収数：9ヶ所
- ・設問内容：サービスの実施状況や障害福祉に関する考え等について10問程度
- ・調査期間：令和8年1月9日から令和8年3月13日まで

#### (5) 山添村障害者計画等の素案の作成

受注者は、各調査結果等を踏まえ、また本村を取り巻く社会経済情勢、地域の特性、障害者の状況などを的確にとらえるとともに、障害福祉に関連する種々の制度・対策・計画との整合性を保った障害者計画等の素案を作成する。

#### (6) パブリックコメントの実施支援

受注者は計画のパブリックコメントの実施のために必要な資料の提供及び、データの提供等発注者へ支援を行うとともに、その対応策においても検討を行う。

#### (7) 計画書等の作成

ア 受注者は、以下のとおり計画等（以下「成果品」という。）を作成し、

発注者へ提出する。なお、誤りが認められた場合は、速やかに受注者において訂正を行い、その作業にかかる費用は受注者負担とする。また、成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ずに公表、貸与及び使用してはならない。

イ 提出期限

令和9年3月上旬

ウ 成果品

①計画書（A4版・1色刷（表紙はカラー）・100頁程度）

…50部及び、印刷用データ

※第5期山添村障害者計画・第8期山添村障害福祉計画・第4期山添村障害児福祉計画を一冊にして製本したもの

②概要版（A4版・カラー刷・4頁程度）

…50部及び、印刷用データ

③上記①・②のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）

④アンケート調査結果報告書

…印刷用データ

⑤その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

8. 著作権等

(1) 本業務の成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、発注者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、成果品を構成する素材のうち、受託者又は第三者が権利を保有するものについて、発注者が本成果品を本業務の目的に沿って自由に使用できるように権利処理を行うものとする。

(3) 成果品を構成する素材の権利等に関する第三者との紛争は、受注者の責任において対応し、発注者はその責を負わないものとする。

9. その他

(1) 受注者は、関係法令等を遵守の上、本業務を履行すること。

(2) 本業務遂行のため、必要な資料等は、受託者で適正な手続き等を行い、入手することとする。ただし、発注者からの手続きが必要と認められる場合においては、この限りではない。また、発注者が保有する資料等を貸与する必要がある場合においては、貸与期間、複製の可否の条件を発注者に確認し、指示に従うこと。

(3) 受注者及び業務従事者等（本業務に直接、間接問わず関わる全ての者）は、

業務上知り得た秘密を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。また本業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、業務終了後においても同様とする。

- (4) 受注者の責に起因する第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 本業務で個人情報を収集する際は、必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう関係法令等を遵守し、適正な取扱いを確保するものとする。
- (6) 受注者は、発注者の承認を受けずに本業務を第三者へ再委託することはできない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- (7) この仕様書に記載されていない事項又は仕様に関する疑義については、発注者と協議の上、定めるものとする。